

須坂市職員に対する懲戒処分等の公表について

令和2年（2020年）9月28日

次のとおり懲戒処分等を行ったので、公表します。

処分対象者及び処分内容

所 属	職名	年齢	処分内容
市民環境部	主査	52	懲戒免職

処分年月日

令和2年（2020年）9月28日（月）

処分に至った事実の概要

- ・7月3日（金）勤務を終え、市内飲食店にて一人で軽食と酎ハイなどを数杯飲酒した。その後、店から車を運転し一旦帰宅。自宅で飲酒した後、車で新潟県へ向かう。
- ・新潟県糸魚川市内のコンビニ店で買い物し、ホテルへ向かうところ、巡回中のパトカーの制止を受け事情聴取。その際に、アルコール検査で呼気から基準値を超えるアルコールが検出され、免許取消となる旨説明を受けた。
- ・令和2年9月24日付、上記における行政処分が確定した。

処分の理由

交通法規違反（酒気帯び運転（0.25 mg以上））による運転免許取消
地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
須坂市職員の交通事故等に係る処理及び処分規程

その他

上記の処分における指導監督責任として、同日付で3人の上司を文書による嚴重注意とした。

市長コメント

法を率先して守るべき立場にある市職員が酒気帯び運転を行い、市民の皆様の信頼を損なう行為があったことに対しまして、深くお詫びいたします。誠に申し訳ありません。

今回の事案を受け、全職員を対象とした研修会の開催や公用車運転前の呼気検査の徹底を図ったところであります。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の影響等による財政状況を考慮し、給料を10分の1減給していますが、今回の件を重く受け止め、さらに10分の1を1か月間、減給するため、次期議会において議案として提出する予定です。

今後、二度とこのような事態が発生しないよう、改めて一人ひとりの職員が、勤務時間の内外を問わず、飲酒運転の撲滅と綱紀粛正を図るとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。